

全和2年度 新地町児童クラブのしおり



① 対象児童

放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいない小学1年生から6年生までの児童が対象になります。(児童福祉法第6条の3第2項) なお、定員を超える応募があった場合は、世帯の状況を考慮し、選考いたします。

②活動内容

児童の健全な育成を目的として、放課後等に町内の定められた施設で、適切な遊びや生活の 指導を行います。

③ 利用期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。次年度についても利用を希望される場合は再度申し込みが必要です。

【連絡先】

児童クラブ名	住 所	電話番号
新地児童クラブ	新地町小川字北原 1 5 一 1 (新地町児童館)	62-4432
駒ケ嶺児童クラブ	新地町駒ケ嶺字新町前52 (駒ケ嶺小学校 図工室)	62-2166
福田児童クラブ	新地町福田字中里15-1 (勤労青少年ホーム)	62-4542
新地町役場 町民課子育て支援係	新地町谷地小屋字樋掛田30	62-2116(直通)

【児童クラブの利用方法】

• 開所日 月曜日から土曜日および学校の繰替休業日。 ※土曜日の開所施設は新地児童クラブのみで、利用を希望するすべての児童 クラブの児童を対象としています。 開所日および ・休業日 休業日 日曜日、祝祭日、お盆(8月13日から16日)および年末年始(12月2 8日から1月4日) ※ただし、インフルエンザ等で学級閉鎖または繰り上げ下校になる場合は、 対象学級や学年の児童は児童クラブがお休みとなります。 台風等で休校および繰り上げ下校の場合も同様です。 月曜日から金曜日:午後1時から午後6時。 ・土曜日、学校長期休業日(夏休み・冬休み・春休み) 開所時間 および学校繰替休業日:午前8時から午後6時。 学校下校時から保護者の方がお迎えに来るまでです。 ・仕事終了後、お迎えに来てください。 (18時まで迎えに来ることができない場合は必ず連絡をお願いします。) 利用時間 ・お迎えがいつもの方と違う場合は、児童クラブに連絡をしてください。 ・児童クラブは保護者の方が就労等により、家庭にいない児童をお預かりする 場所です。休暇や育児休業等で在宅している場合は利用できませんので家庭 での保育にご協力をお願いします。 ティッシュペーパー1箱、おしぼりタオル1枚(未使用のもの)、フェイスタ オル1枚(未使用のもの)、麦茶用コップ1個をご用意ください。 (新1年生・新4年生または新しくクラブを利用する児童) 持 参 品 ・着替えおよび上履き(新地児童クラブは上履き不要です。) ※着替え袋に下着(上下)、季節に応じた上下服・靴下2足、ハンカチ2枚、 汚れものを入れる袋を数枚入れてください。着替えとハンカチには名前を 記入してください。 学校給食がない日、土曜日および休業日、または指示があった日は弁当を 持参してください。

・児童クラブは、塾ではありませんので、特別な学習指導は行いません。 学 漝 学校からの宿題等(自主学習)に取り組む時間は設けますが、強制ではありま せんので、必ずご家庭での確認をお願いします。 状況に応じて下記の届出書が必要となります。 「一人帰りの届出書」・・保護者の迎えでなく利用時間の途中一人で帰る場合。 自転車通学や兄弟の迎えで帰る場合。 「一時外出届出書」・・ クラブから塾や学校プールに行き、再度クラブに戻 届出書 る場合。 ・「児童クラブ登録終了届」・・クラブの登録を終了する場合。 ※その他 就労先や保護者の方の連絡先等に変更があった場合は、すみやかに児 童クラブまたは役場子育て支援係へご連絡ください。 児童クラブの利用料は無料ですが、おやつ・文具代 (工作材料費)、児童健全 育成推進財団の保険料のご負担をお願いしています。 ・おやつ・文具代(工作材料費)・・1ヶ月2.000円 毎月5日まで、各児童クラブの職員に直接お納めください。 費 用 ※おやつ・文具代(工作材料費)は月額です。日割り計算はいたしませんのでご了承くだ ・児童健全育成推進財団の保険料・・・年間2,000円 途中入所される方は、年間200円の賠償責任保険と1ヶ月150円×登録 月数の保険料をお納めください。 その他必要な費用がかかる場合は事前にご連絡いたします。 ・児童クラブで身体の具合が悪くなった場合やけがをした場合は、応急処置を 病気やけが の場合 行い、保護者の方へご連絡します。状況に応じてお迎えをお願いします。 お子さんが服用する薬を職員が預かることはできません。 ・学校の長期休業(夏休み等)期間のみ児童クラブを利用したい場合または保 護者等の入院等により児童クラブを一時的に利用したい場合は、その都度お 長期休業のみの 利用および一時 申し込みください。 利用について ※一時利用の方の利用期間については提出いただいた書類をもとに町が決定いたします。 ※保険料は賠償責任保険年間200円と1ヶ月150円×登録月数の傷害保険料です。 ※長期休業期間を利用する場合は、お弁当と午後に食べるおやつを持参してください。

- ・緊急時の連絡のため、保護者の連絡先(勤務先・自宅・携帯番号等)をお知らせください。緊急時連絡カードを渡しますので記入をしてください。
- ・就労先や連絡先に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。
- 健康状態に不安がある場合は、無理をせず休ませてください。
- ・児童クラブに入所が決まったら、「下校後は児童クラブに行く」ことを学校に 連絡してください。
- 保護者の方へ お 願 い
- ・不必要な**現金・おもちゃ・ゲーム・お菓子類**を持たせないでください。 学校で禁止しているものは、同様に禁止です。
- ・事故防止のため、帰宅道順・時間等を親子で話し合い、事故のないようにしましょう。
- ・児童クラブは、異年齢のともだちが生活する場です。そのため成長とともに 大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度を取ったりすることがあります。 児童クラブではお子さんの言動の背景を理解していくよう努めてまいります ので、ご家庭での変化等もお知らせください。

また、児童クラブの生活や遊びのルールを守り、楽しく、仲良く過ごせるようご家庭でもお声掛けをお願いします。

児童クラブとご家庭との情報交換を行い、保護者の方が安心して子育てと仕事ができるよう支援してまいります。

- 先生や友達に元気にあいさつをしましょう。
- ・一人帰りのときは先生に話してから帰りましょう。(無断で帰らず、一声かけてから帰るように保護者の方からもお話ください。)
- ・児童クラブはみんなが使う公共施設です。用具は大切に使い、使用した後は 必ず片付けましょう。また、誤って壊してしまった場合は先生に報告してく ださい。

児童クラブの 利用のしかた

悪ふざけまたは乱暴な行為により、故意に児童クラブの施設や備品を壊した 場合や落書き等による修繕費は、保護者の方にご負担をお願いするようにな ります。

- ・おやつ、昼食以外の飲食はしないでください。飲み物は麦茶を用意してあります。
- ・夕方、全員で片付け清掃をします。
- 何か困ったことがあったら、先生に相談しましょう。

【児童クラブの一日】

平日用

登 室 \downarrow

『ただいま。』元気よくあいさつし、帰ってくる。

宿 題

先生に出席を報告し、出席簿につけてもらう。

宿題等がある場合は、終わってから遊ぶ。

自由学習 \downarrow

(復習、予習など)

自由遊び

折り紙、本読み、自由製作など

 \downarrow おやつ

みんなでおやつを食べる。

自由遊び

折り紙、本読み、自由製作など

1

清 掃 \downarrow

全員で片付け、掃除をする。

退 室

『さようなら。』原則保護者のお迎えにより、帰宅します。

最終午後6時まで

